

(令和5年習志野市議会第2回定例会)

発議案第1号

国における令和6年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 市 角 雄 幸

国における令和6年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、令和6年度に向けて必要な教育予算を確保することを強く求めるものである。

記

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費

を充実すること。

7 Society 5.0に向けて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和5年習志野市議会第2回定例会)

発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 市 角 雄 幸

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和5年習志野市議会第2回定例会)

発議案第3号

同性婚を認める法整備を行うことを強く求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 としゆき
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた

同性婚を認める法整備を行うことを強く求める意見書

6月に、同性婚を認めない民法などの規定は憲法に違反すると訴える「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟で、福岡地裁は、現行規定を「違憲状態」とする判断を示した。同様の訴訟は平成31年及び令和元年に全国5地裁で起こされ、今回の福岡で一審判決が出そろった。「違憲」は札幌（令和3年3月）と名古屋（今年5月）で、「違憲状態」は東京（令和4年11月）と福岡。違憲判断が司法の流れとなっている。

現在の民法や戸籍法は男女の結婚を前提にしており、同性婚を認めていないため、同性カップルは相続権や税金の配偶者控除などの法的・経済的な権利が認められていない。病院で家族としての面会や付添い、手術の際の同意判断が許されないことなども問題になっている。

福岡地裁は、婚姻と家族について定めた憲法24条の根底にあった理念の一つは「個人の尊厳」であるとし、「異性愛者であっても同性愛者であっても変わりなく尊重されるべきものである」とはっきり述べた。そして、原告らが婚姻制度を利用できず、法的に家族として承認されないことで「重大な不利益を被って」おり、「個人の尊厳に照らして人格的利益を侵害するものとして到底看過できない」と厳しく指摘した。その上で、婚姻制度の実態や婚姻に対する社会通念が時代とともに移り変わってきたこと、同性婚についても国民の理解が相当程度浸透してきたことに触れ、現行規定は「憲法24条2項に違反する状態にある」と結論づけた。

九州訴訟弁護団は声明で、今回の判決について「違憲と判断した点で高く評価できる」と述べ、5地裁中4地裁が「違憲」、「違憲状態」とした「一連の判決の流れは、司法が国会に対し立法での対応を強く要請している」と強調した。福岡地裁判決も、国会に違憲状態を「解消する措置に着手」すべきだと述べた。

最近の世論調査では同性婚を認めるべきだと答える人が6～7割に上り世論も司法も変化している。

よって本市議会は政府に対し、同性婚を認める法整備を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和5年習志野市議会第2回定例会)

発議案第4号

習志野市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との一切の関係を断つ決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた

習志野市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との一切の関係を断つ決議

世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）の被害者救済に取り組む全国霊感商法対策弁護士連絡会が、3月18日に「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」を出し、各議会及び各政党に対応を求めている。

旧統一教会は、被勧誘者の信仰選択における意思決定の自由を侵害する違法な伝道教化活動により被勧誘者を信者に仕立て上げ、あるいは霊感商法的手口に代表される反社会的行為による違法な資金獲得活動を展開して深刻な被害を生じさせてきた。

旧統一教会は、その名称や宗教団体であること、あるいは特定宗教への勧誘であることを隠して勧誘し、信者に仕立て上げた独身者、信者夫婦の子どもに対し、自由恋愛を禁止し、教祖である文鮮明氏や幹部信者が指名した異性と結婚して家庭を持つようにしむけている。結果として悲惨な生活を送っている人が少なくない。

不幸や病気の原因が先祖因縁にある等と不安をあおり、その因縁解放のためと称して多額の献金や物品購入名目で際限なく次々と献金などを拠出させてきた。このような資金集めは今も続けられている。

これらの悪質な活動を続ける団体と、国民あるいは住民を代表すべき政治家が、名目のいかんを問わず協力関係を持つべきではないと考えるのは、政治の廉潔性の観点から当然のことである。

よって、本市議会は、旧統一教会の悪質な活動に関与することがないよう、一切の関係を断つことを強く決意し、次のことを決議する。

記

- 1 旧統一教会による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や霊感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性のある施策の実現・実施を追求する。
- 2 悪質な活動を続ける団体は社会的に適切に規制されなければならないが、政治家と旧統一教会との関係はこれを阻害するばかりか、旧統一教会にお墨つきを与え、新たな被害者を生み出すことにつながる。そのようなことのないよう、本市議会は旧統一教会との関係を断絶する。
- 3 本市議会は、第三者委員会等のしかるべき機関を立ち上げ、議員全員について旧統一教会との間の以下の事項について調査し、メディアへの公表

を通じて調査結果を有権者に公表する。

- (1) 旧統一教会やその関連団体が主催する集会等のイベントに参加・関与(祝電の送付など)した事実の有無(事実があった場合にはその日時、回数と、参加・関与の詳細)。
- (2) 旧統一教会やその関連団体から、秘書や事務所スタッフ、運動員等で旧統一教会関係者の協力(後援会結成などによる支援を含む)を得た事実、あるいはその打診を受けた事実の有無。
- (3) 上記(1)、(2)で参加・関与・協力等の事実があった場合、
 - ア いかなる経緯で参加・関与し、協力を得ることになったのか。
 - イ 当該イベントの主催者・人材の提供等の協力相手について、いかなる調査を行ったのか。
 - ウ どの時点で当該イベントの主催者・人材の提供等の協力相手が、旧統一教会やその関連団体であると認識したのか。
 - エ 既に旧統一教会に対し今後の関係断絶の通知をしているか。していない場合には今後する予定があるか。
- (4) 旧統一教会やその関連団体から、政策決定に関連するレクチャーや講義その他の働きかけを受けた事実の有無。
- (5) 上記(4)で働きかけを受けたという場合に、それが実際の政策決定に影響を及ぼした事実の有無。
- (6) 旧統一教会やその関連団体から選挙推薦を受けた事実、あるいは推薦確認書に類する書面を交わした事実の有無。
- (7) 過去の選挙で、旧統一教会票の差配の打診を受けたことがあったか否か。
- (8) 旧統一教会やその関連団体から、解散命令請求への動きを押しとどめるようとする働きかけがあったか否か。
- (9) 旧統一教会やその関連団体から、教団やその関連組織との関係を断絶する議決をしないよう働きかけを受けたか否か。
- (10) 上記(1)ないし(9)に関し、旧統一教会やその関連団体からの金銭の支払いないし申入れの有無(支払いないし申入れがあった場合にはその日時、名目と金額の詳細)。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、悪質な活動を続ける旧統一教会との一切の関係を断つことを決意し、被害を防止・救済する施策の実現・実施を求め、標記決議を行うものである。

(令和5年習志野市議会第2回定例会)

発議案第5号

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星と称する事実上の弾道ミサイル等の
発射等に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

令和5年6月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	荒 木 和 幸
賛成者	習志野市議会議員	宮 本 博 之
〃	〃	木 村 孝 浩
〃	〃	田 中 真太郎

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星と称する事実上の弾道ミサイル等の発射等に抗議する決議

北朝鮮の金正恩氏が令和5年5月29日に人工衛星と称する事実上の弾道ミサイル等の発射を通報(予告)し、その後同月31日に発射を行った。さらには、今月15日に少なくとも2発の弾道ミサイルの発射を行い、我が国の排他的経済水域(EEZ)内に落下させた。これらの行為は、国連安保理決議違反である。

弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市民として、その心意気を、朝鮮人が発射を続ける限り何度でも抗議文を決議・発出することが必要であると考えます。

よって、本市議会は、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、北朝鮮の金正恩氏による弾道ミサイル等の発射に抗議するため、標記決議を行うものである。